第三　平成二十年六月四日農林水産省告示第八百六十九号（土地改良法施行令第五十二条の二第六項の農林水産大臣の定める支払の方法を定める等の件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（注）（略）	（注）（略）
一　土地改良法施行令第五十二条の二第六項の農林水産大臣の定める支払の方法は、次に掲げる方法とする。 ア　都道府県が土地改良法（以下「法」という。）第九十条第八項の規定により関連土地改良事業又は関連管理事業を行う者に当該負担金の全部又は一部を負担させる場合におけるその負担させるべき金額に応ずる負担金又はその部分及び都道府県が同条第九項の規定により当該国営市町村特別申請事業によって利益を受ける市町村に当該負担金の一部を負担させる場合におけるその負担させるべき金額に応ずる負担金の部分については、支払期間（据置期間を含む。）を十七年、据置期間を二年、利率を年〇・二パーセントとする元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）又は当該市町村の申出があるときはその全部若しくは一部につき一時支払の方法	一　土地改良法施行令第五十二条の二第六項の農林水産大臣の定める支払の方法は、次に掲げる方法とする。 ア　都道府県が土地改良法（以下「法」という。）第九十条第八項の規定により関連土地改良事業又は関連管理事業を行う者に当該負担金の全部又は一部を負担させる場合におけるその負担させるべき金額に応ずる負担金又はその部分及び都道府県が同条第九項の規定により当該国営市町村特別申請事業によって利益を受ける市町村に当該負担金の一部を負担させる場合におけるその負担させるべき金額に応ずる負担金の部分については、支払期間（据置期間を含む。）を十七年、据置期間を二年、利率を年〇・一パーセントとする元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）又は当該市町村の申出があるときはその全部若しくは一部につき一時支払の方法